

## 審判請求費用の支給申請をされる方へ

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求をされた京都市にお住まいの方で、一定の要件に該当し、財産状況等から審判請求費用を負担することが困難と認められる場合は、京都市の成年後見制度利用支援事業による支給が受けられます。

### 1 支給の対象となる方

支給の対象となる方は、申立人と本人(被後見人等)のいずれも(本人が申し立てた場合は本人のみ)が、以下の(1)から(3)のいずれかの要件に該当する方です。

#### 支給対象要件

- (1) 生活保護を受給している方かつ(3)の②及び③の条件を満たす方
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方かつ(3)の②及び③の条件を満たす方
  - (3) 資産等の状況から以下の①から③の全てを満たす方
    - ①市民税非課税世帯(世帯員全員が非課税)
    - ②単身世帯で50万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ※なお、報酬付与期間中に被後見人等の身上保護に必要ではないと市長が認める項目に支出があった場合、当該支出額を加算した額を資産とみなす場合がある。(内容は個別に御相談ください。)
    - ③世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
- ※世帯員とは、住民登録で同じ世帯として登録している者です。ただし、住民登録上別世帯であっても、事実上生計を同じくしている人は同一世帯とみなします。

### 2 支給対象となる経費

支給の対象となる経費は、後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求に要した以下の費用です。

- ・ 申立・登記手数料(申立時に裁判所に提出する収入印紙代)
- ・ 郵便切手代(申立時に裁判所に予納した中から使用された分)
- ・ 診断書(申立書類添付用)
- ・ 鑑定費用(裁判所が鑑定を実施した場合)

### 3 申請時期等

支給申請の手続きは、後見人等が裁判所へ財産目録等を提出した日以降に可能になります。ただし、保佐・補助等で財産管理権がなく、財産目録等の提出が不要の場合は審判確定日以降に申請が可能です。

また、申請は、審判確定日から起算して1年以内に行ってください。

#### 4 申請に必要な書類

支給申請の手続きは、申立人又は本人が申請書及び必要書類を下記提出先に御提出ください。  
住民票等公的書類は申請日から直近3ヶ月以内に取得したものに限りです。  
なお、申請のために必要な書類(市民税非課税証明書等)の取得費用は支給対象になりません。

##### (1)提出必要書類

- ・ 成年後見制度利用支援事業申請書(審判請求費用)
- ・ 審判書謄本の写し
- ・ 審判が確定したことが分かる資料(登記事項証明書, 裁判所が発行する審判確定証明書等)  
※保佐, 補助の場合代理権がわかる書類(登記事項証明書等)
- ・ 審判確定後, 後見人等が裁判所に提出した財産目録等の写し(保佐・補助で財産管理権がない場合は不要)
- ・ 支出証拠書類(領収書, 切手返還書, 精神鑑定費用保管金受領書等のそれぞれ写し)
- ・ 本人及び申立人の預金通帳の写し(審判日から申請日直近1ヶ月以内の期間)
- ・ (被後見人等が死亡した場合)債務報告書, 死亡診断書等の死亡日が分かるもの
- ・ 本人及び世帯員かつ申立人及び世帯員に係るに係る資産等申告書及び添付書類(※)  
※添付書類は, 有価証券の写し等御自身の資産の現状を証明できる書類です。

##### (2)本人(被後見人等)に関する書類(以下A～Cのいずれかに該当する書類を提出)

- A 生活保護を受給している→生活保護受給証明書(原本)
- B 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている→本人確認証の写し(原本)
- C A・Bに該当しない場合が支給対象要件に当てはまる場合
  - ・ 本人及び世帯員全員の市民税課税証明書(原本)
  - ・ 本人及び世帯員全員の住民票の写し(原本)

##### (3)申立人に関する書類(以下A～Cのいずれかに該当する書類を提出)

※本人(被後見人等)が自ら申し立てた場合は不要。

- A 申立人が生活保護を受給している→生活保護受給証明書(原本)
- B 申立人が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている→本人確認証の写し(原本)
- C A・Bに該当しない場合が支給対象要件に当てはまる場合
  - ・ 申立人及び世帯員全員の市民税非課税証明書(原本)
  - ・ 申立人及び世帯員全員の住民票の写し(原本)

#### 5 申請書類提出先

##### 【高齢者】65歳以上

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課  
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階  
(地下鉄烏丸御池駅の出入口4-2, 烏丸御池交差点南西角)  
TEL 075-213-5871  
FAX 075-213-5801

##### 【知的・精神障害者】65歳未満

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所分庁舎4階  
(地下鉄東西線京都市役所前駅)  
TEL 075-222-4161  
FAX 075-251-2940